

## 「アルカディアアー」の「トリゴノス」

―暴君殺害をめぐる：グスタフ・ラートブルフとシュテファン・アンドレスの場合―

三石善吉

### (1) トリゴノス現象の拡大

われわれは、すでに、第三帝国期の知識人たちを、まず大きく(I)国外亡命と(II)国内に止まった人々とに分けた。ヒトラー体制に対する仮借ない批判は、その主義主張からその心情からその置かれていた状況から、(I)の国外亡命者達によって担われ、すぐれた作品を残していることは周知の事実<sup>(注)</sup>に属する。学者によっては、第三帝国時代のドイツ文学はこの国外亡命者達の作品だけであると断言する説もあるほどである。後者つまりナチス期国内に止まった人達を、われわれはさらに、①陶酔型(一時的陶酔と陶酔状態の持続)、②オポチュニスト型(長いものには巻かれる主義と自覚的オポチュニスト)、③アルカディアアー型(精神的抵抗者)、④殉教者型の四つのタイプに分けた。「陶酔型・一時的」

「アルカディアアー」の「トリゴノス」

には、ゴットフリート・ベン、エルンスト・ユンガー、カール・シュミット、ハイデガーらが、「陶醉型・いかれつぱなし」にはナチスに同調し、積極的に協力した多数の人達が含まれる。「殉教者型」にはカール・フォン・オシエツキー、ヨッヘン・クレッパル、デイトトリヒ・ボンヘッフアーらが、「オポチュニズム型」の「長いものには巻かれる」主義には殆ど全ての一般人、知識人が含まれ、「自覚的オポチュニスト」の場合は、「ナチの正体がある程度知っていないながら、出世の階段をまっしぐらに昇つてい」つた、これまた多数の人達が含まれる。

われわれはここで、(I)の国外亡命者達と、(II)の①②④の分類に含まれるタイプは考察しない。(I)の国外亡命者達にわたつて・直接ナチス権力の残酷な圧力を受けていないからである。また(II)の分類の中で、一時的あるいは持続的に「陶醉」し、いかれてしまった者、長いものに巻かれてしまった者、主義主張を断固貫いた殉教者も、考察の対象としては極めて重要ではあるが、われわれの分析視角からはずれる。つまり、ここでは、③のアルカディア型に含まれる人々のみがわれわれの考察の対象となる。すでに分析してきた、「アルカディア」の「トリゴノス(三生)」の原型である古典文献学者たち、クリンクナー、スネル、クルテイウスら、ナチスに最初から距離をおき、国外に亡命する事無く、しかも「強制的画一化」に同化せず、学問研究の陰に隠れて、間接的に巧妙にナチス批判を敢行した人達である。

つまり、繰り返し述べてきたように、「アルカディア」はウエルギリウスによつて「田園の理想郷」とされ、時の三頭政治家の「土地没収」という悪政に対する詩的批判の、精神的抵抗の根拠地となつた。ドイツにおけるその「トリゴノス」でも全く同じように、古典文献学者達が、今度は二千年前のウエルギリウスや「アルカディア」なる理想

郷を語ることによって、眼前に存在するナチス政権を「暗々裏」に否定して「強制的画一化」を拒んだことはすでに見た。思想的範疇としての「アルカディア」なる概念は、心の中に・ある理想の景観をもち、これを拠り所として現在の悪しき政治に精神的抵抗を行なうといった態度・生き方をさす。極めて専制的かつ強圧的な政治権力であつて、ほぼ完全に言論の自由を欠いている政治体制の場合には、こういった事例は最も典型的に発生しよう。現代における全体主義体制やファシズム体制、あるいは古代や中世の専制的政治体制下にあつては、その発生はいわば必然なのである。精神的抵抗の発生は、洋の東西を問わぬ普遍的現象であると判断される所以である。

したがつて、ウエルギリウスを、『牧歌』を、「アルカディア」を、専門が違ふことによつて熟知しない音楽家、画家、法哲学者、歴史家や哲学者とて、実は、全く「古典文献学者」達と同じように、自己の学問を通じてその理想とする生き方を心に抱いているはずである。優れた（必ずしも「優れた」人物であらねばならない事はない、普通人でも良い、ただ普通の人の場合、自己の意志・思想を証言として書き残す事に限界があるだけである）学者・作家・芸術家であるなら、必ずや現実の悪しき政治を批判する在るべき理想的景観を持つていて、それに依拠してナチズムに学問の・芸術の装いの下に抵抗を試みるであらう。われわれはそのような学問・芸術の在り方、精神的抵抗の在り方をもこの「アルカディア」なる概念の中に含めよう。「アルカディア」なる精神的抵抗の根拠地を拡大して、詩文以外の哲学や諸学・諸芸術の領域にまで広げて良いであらう。

## (2) 暴君殺害論—ラートブルフ：法哲学の立場から

思想的範疇の「アルカディアー」なる概念はさまざまな学問分野に拡大し得るものである。これが可能であることを示すために、以下の文では、法哲学者グスタフ・ラートブルフ（一八七八—一九四九）のケースを示すことにしよう。フーベルト・ロットロイトナー編『法・法哲学とナチズム』の中に次のような一節がある。

本来、抵抗権の第一の番人であるはずの法哲学者の仲間うちでも、まさに抵抗はほとんどなかった。グスタフ・ラートブルフが一九三二年に「迫りくる再野蠻化」に警告を発し、さらに一九三三年には、ナチズムの刑法は「テロリズムである」との烙印を押したとき、彼は孤立無援同然の状態にあった。亡命したか、また所謂「国内亡命」へと引きこもった法哲学者がいかに少なかったかも、奇妙というほかない。第一のグループからは、ハンス・ケルゼンとエーリッヒ・カウフマンが、第二のグループからはグスタフ・ラートブルフが挙げられる。(注3)

ここでの確認事項はラートブルフが「国内亡命」を行った、数少ない法哲学者の一人であるという事実であるが、なお、この引用文中の、一九三二年の「迫りくる再野蠻化」の警告とは、「刑罰の本質にある教育的思考」なる講演（一九三二年八月）の結びの言葉に、「ご来場の皆様、少なくともわれわれは仕事の分野で、迫りくる再野蠻化(heraufdröhenden Rebarbarisierung)に直面しても、理性と正義と人間性の永遠の価値をしつかと保持していきましょう」とある言葉を指そう。(注4) また、ナチズムの刑法は「テロリズムである」なる告発は、論文「Strafrechtsreform und Nationalsozialismus」(一九三三年一月)に出てくるようであるが、この論文は彼の著作集には収められていないようで、目に

することが出来なかつた。<sup>(註5)</sup>

ところで、それならば、ラートブルフの「精神的抵抗」はいかに行なわれたのか? 「国内亡命」中の仕事はどのようなものであったのか? 同じ書物『法・法哲学とナチズム』に収められている、編者のロットロイトナーの論文(「実体的決断主義—ナチズムにおける法哲学の機能について」)によつて、その一端が理解できる。

最後に私は一九四二年の『哲学・社会哲学雑誌』三五卷への一つの寄稿にとくに注目したい。それは私の知るかぎりでは、ドイツにおいてナチスの時代に出版された、グスタフ・ラートブルフの唯一の論文である。そこでラートブルフは歴史的な装いをしながら暴君殺害の問題を引き合いに出しているだけに、それは一層の驚きである。そこには「ドイツのキケロ」<sup>(註6)</sup>がいる。それは「ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの『職務』(キケロ著)の翻訳について」という寄稿である。<sup>(註6)</sup>

ロットロイトナーはこれ以上この論文の内容について説明していかないが、ラートブルフの、ナチス期の、唯一の、ドイツ語で書かれた論文で、しかも「暴君殺害」を論じているとは興味深々である。ナチス期において「暴君殺害」を論ずるならば、それは当然ヒトラー殺害を意味するものであるから、危険この上ない行為である。とはいえ、もちろん、「暴君殺害」について論文を書くという危険ではあるが穏やかな行為を遥かに越えて、これを実行に移した人たちも多数いた。ギュンター・ヴァイゼンボルン『声なき蜂起』によると、「上部路線」によるヒトラー暗殺計画が繰り返された。<sup>(註7)</sup> まず、ラートブルフのこの論文の出る四年前の一九三八年五月三〇日、ヒトラーはチェコスロバキア攻撃の秘密司令を出した。国防軍参謀本部はこれがヨーロッパ戦争を引き起こすと判断し、ハルダー將軍がヒトラーを逮捕し軍法会議で処刑する予定であつたが、九月三〇日のミュンヘン会議でイギリスは軟化し、ヒトラーの人氣はとてつ

もなく高まってしまい、そのチャンスは失われてしまった。この未遂計画をも含めてヒトラー暗殺計画は一九四四年七月二〇日事件までに六回も試みられ、いずれも凄惨な失敗に終わっている。

「ヒトラーが国家元首の地位にとどまっている間は平和は不可能だった」とするなら、そしてまた「ドイツの敗北が不可避的であることは、一九四三年までにははっきりと明らかになっていた」とするなら、「暴君殺害」はいわば「愛国者」としての、余りにもその犠牲は大きかったが、名譽ある行動となろう。たとえば、上に述べた、有名な一九四四年七月二〇日のヒトラー暗殺未遂事件は、ヒトラーの残酷を極める復讐によって、数千人の犠牲者を出すことになる。一九四五年四月三〇日にヒトラー自殺、五月七日にドイツ降伏であるから、この暗殺未遂事件はナチス期の最末期に行なわれ、惜しまれる多大な犠牲者を出したことになる。彼ら「英雄」達の動機・目的は異なっていたけれども、紛れもない「愛国者」達であった。この事件には旧社会民主党のユリウス・レーバーやウイヘルム・ロイシュナーも加わっていた。ラートブルフ（社会民主党員であった）のこの論文はそのような一連のヒトラー暗殺の正当性を、純学問的、純理論的に、遥かなる伝統に依拠しつつ「暴君殺害論」として提起したものであった。

さて、ラートブルフのこの論文は、幸いなことに彼の著書『典雅な刑事法』<sup>(註)</sup>に収められている。この書には、ラートブルフのシュヴァルツェンベルクに関する三つの論文が収められており、

① *Lieb der Gerechtigkeit und Gemeiner Nutz. Ein Formel von Johann von Schwarzenberg.* (SS.70~89) (正義と共同体の必要への愛好、ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの公式)

② *Cicero Deutsch, Zu Johan von Schwarzenbergs Officien-Übersetzung.* (SS.90~103) (ドイツのキケロ、ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの『職責』翻訳について)

③Schwarzenberg-Bildnisse. (SS.104~115) (シュバルツエンベルク—その肖像)

われわれが問題にしたいのは②の論文である。ここにはドイツの宗教改革期に生きたシュヴァルツエンベルクなる人物の文章とキケロの文の翻訳、ラートブルフのそれに対する思想分析が論じられている。

シュバルツエンベルクの生きた時代は、この論文の中でラートブルフ自身の説明によれば、中世から近代への転換期であり、人文主義者による古代の文献の翻訳、ローマ法文献の普及、教会闘争の時代、疾風怒濤の大変革期である。シュバルツエンベルクは、一五〇七年にバンベルク(マインツ川をフランクフルトから遡った町—三石注)の「重罪裁判の規則」を制定し、一五三二年にはカール五世(神聖ローマ帝国、在位一五一九—一五六)の「身体生命に関する裁判規則」を制定した。彼は、一五三四年頃、「Teutsch Cicerō」(『ドイツのキケロ』)なる書物を出版する。この書物はキケロの『老年について』と『職務について』とのドイツ語訳と韻文による彼自身の文章からなり、この韻文の部分に彼の思想が凝縮されているという。ロットロイトナーの問題とした、ラートブルフの「暴君殺害」の条であるが、それは次のようである。(一)内の注は全て三石による。

シュバルツエンベルクは、形成途次の領邦国家と国家の、身分的基礎の改革を行うべく、騎士運動での指導的立場から退く。そういつた彼の政治的立場はキケロとカエサル(シーザー)との関係の理解のなかに示される。カエサルは中世の政治意識にとって、最初の、ドイツ皇帝の先駆者であった。シュバルツエンベルク自身、歴史的な偏見など全くなしに、「Kaiser Julius」(皇帝ユリウス)と呼んでいる。彼の著訳書「職務」の口絵には、中世風の甲冑に身を固め、杓と王冠をもったユリウスが玉座につき、その周りを廷臣が取り囲んでいる姿が描かれている。他方、キケロは後方で書齋に座って書物を書いている。

「アルカディア」の「トリゴノス」

皇帝派 (Ghibelline) と教皇派 (Guelph) との闘争の中で、このカエサル、あのキケロが当然のことながら利用される、皇帝派のダンテはキリストの背教者 (ユダのこと) とカエサル暗殺者たち (「ブルータスお前もか」のマルクス・ブルトゥスとカッシウスの二人) を「地獄 Inferno」篇の最深部で罰している。(地獄の最深部、極寒の氷雪原、第九圏、第三四歌で、三つの頭と六つの翼をもつ怪物「ルチフェロ」が三人をくわえて、歯で噛み砕いている。) ところが (ダンテとは) 全く逆に、シュバルツェンベルクはキケロと同じように、その韻文のなかで、カエサル「暴君殺しに有罪を宣告しなかった。シュヴァルツェンベルクは言う、「ユリウスはその強情さで公共の利益をふみにじった」と。キケロと同じように彼もまたカエサル殺しを肯定したのである。「暴君と騒ぐ犬を殺そうとする者は誰でも称賛される Tyrannen und ein Hund, der tobt, - Wer die ertödt, der wird gelobt」。この言葉に、さらに激烈なイメージが加えられる。曰く、「暴君に対してその顧問達が口を閉ざし、かつ彼ら顧問達が自分達の心を印刷にかけて公表しようとするなら、暴君殺害者と同じになるのだ」と。

ラートブルフは、シュヴァルツェンベルクがキケロの口を借りて「公共の利益」を踏み躪ったカエサル殺しを肯定するのを、肯定した。中世においては、「公益は私利にまさる」なる原則は、いわば、鉄則であつた。<sup>(注10)</sup> ラートブルフは、カエサルがドイツの皇帝の「元祖」とみなされていたとの指摘を伏線におき、しかもダンテを引き合いに出して、皇帝殺しが最大の罪になる事を明記しつつ、なおかつ、皇帝「暴君殺しを肯定した。いまや、ナチズムを終焉させるにはヒトラー暗殺しかないことを、歴史的な装い・学問的な装いに隠れて、トーマス・マン (『マリオと魔術師』一九三〇年) と同じく、主張したのである。つまり、ラートブルフはシュヴァルツェンベルクの口を借りて、ヒトラーを「暴君」『「騒ぐ犬」』であると断定してこの殺害を肯定した。のみならず、ラートブルフはさらに、シュヴァルツェンベ



ルクの口を借りて、「顧問」（つまり知識人、つまりラートブルフ自身）達が、「沈黙の抵抗」をしたり、さらに、「顧問」達が自分の信ずるところ（暴君への批判）を「公表」することが、取りもなおさず「暴君殺害」と同じなのだと言明したのである。

ラートブルフは（一八七八年生まれ）新カント派の法哲学者で、社会民主党員である。ワイマル時代の一九二二年と二三年には司法大臣にもなった。一九二六年ハイデルベルク大学教授になり、一九三三年三月、シチリアでの「国際刑法学会」に出席中に、「公務怠慢」の廉で、ナチス政権掌握から僅か二カ月程あとの一九三三年五月九日にはナチス政権の意志を汲んだバーデン政府によって、公職追放になってしまった。追放後、彼はハイデルベルクの旧市街の城山の山麓にある旧修道院に隠遁する。一九三九年三月、ラートブルフは、娘を雪崩で亡くし、一九四一年一二月、息子をスターリングラードで失っている。一九四五年五月二七日、ハイデルベルク大学に復職し、一九四九年一月に没している。現在、わが国では、東京大学出版会から『ラートブルフ著作集』が出ているが、ナチス批判を敢行した、一九三二年の「刑法の本質における教育的思考」、一九三三年一月の講演「刑法改正とナチズム」、および一九四二年のこの論文は、残念ながら、三つとも収録されていない。

ラートブルフは独自の「相対主義」法哲学を提唱し、法のめざすもの、法の理念を、「法的安定性・法的合目的性・正義」と規定し、人間の世界観を、「個人主義・団体主義・文化業績主義」の三者に分け、このいずれを選ぶかは個人の自由意志によるものとの「相対主義」を論じた。しかし、ナチスが政権を獲得してからは、この三者の中の「正義」の概念が強調され、「正義の核心をなす平等」が「否認された」ナチス法は「法たる本質をおよそ欠いている」ものであると断定し、「正義」の「超実定法的法」（『自然法』を肯定した。ナチスの悪しき「実定法」に対抗するには神の

理法に近い自然法しかないと確信するに至つたものと考えられる。

いささか回り道をしたけれども、ラートブルフの「アルカディアア」とはこの「正義」の自然法がゆきわたる理想国家にはかならない。ウエルギリウスの『牧歌』の世界と同じような、「正義 Recht」と「安らぎ otium」に満ちたこの理想的共同体を、われわれは「アルカディアア」の概念を拡大することによって、思想的範疇としての「アルカディアア」と呼ぼう。ラートブルフはこの正義のいきわたる理想国家を現実から超越した一つのモデルとして措定することによって、現実の正義無きナチズムを批判し、のみならず、正義実現のために、理論的に・学問的に、ヒトラー暗殺を構想したのであった。

さて、このように、田園の理想郷である「アルカディアア」なる概念を拡大し、それぞれの専門家が自己の専門を通じての「在るべき理想的景観」つまり「アルカディアア」への回帰を願望しつつ、眼前の悪しき「専制的政治体制」を「精神的」に批判する態度を、思想的範疇としての「アルカディアア」と名づけするならば、このような精神的態度はかなりの普遍性をもつて存在し得るのではなからうか？ この観点から、われわれはいわゆる「国内亡命」・「精神的抵抗」を図つた様々な分野の人物を、政治思想史の立場に立つて、代表的に、取り上げることになろう。

次に、同じく暴君殺害論をめぐつて、シュテファン・アンドレスの短篇小説『エル・グレコ大審問官を描く』を取り上げる。異端審問の恐怖の嵐が荒れ狂っている時代をナチスの時代と重ね合わせ、その中で体制に順応しようとしてない芸術家はいかなる精神状態を経験するののか、その恐怖をいかに克服して芸術の完成に向かつたのか、暴君殺害は果たして可能か、といった問題をめぐつて、短篇ながら見事に表現されている。われわれの言う「精神的抵抗」、「アルカディアア」の立ち場がよく表現されている。

### (3) 暴君殺害論・芸術家の立場から・シユテファン・アンドレスの場合

シユテファン・アンドレス Stefan Andres<sup>(注1)</sup>は、一九〇六年モーゼル川（コブレンツでラインに合流）流域のプライツヴィースに製粉業者・葡萄園主の子として生まれ、聖職者になるためオランダのクロスターで修練士（見習僧）であったが、学問への情熱は止みがたく、一九二五年クロスターの修道院で激しい「闘争」の後に還俗し、ケルン大学、イエナ大学、ベルリン大学でドイツ語ドイツ文学、演劇学、詩学、言語学などを学んだ。最初の作品は、一九三二年の『悪魔の兄弟 Bruder Luzifer』、三四年から三五年にかけてギリシャ、エジプトを旅して深い印象を得た。彼は自己の反ナチス思想のため、また彼の妻がユダヤ人の血を引いていたため、一九三七年秋妻子と共にミュンヘンからイタリアのポジターノに移住し、一九四八年には旧西ドイツに戻って活躍した。『われらはユートピア Wir sind Utopia』（一九四二）、『魚の中の人間 Der mann im Fisch』（一九六三）、エッセイ集に、『今日の詩人 Der Dichter in dieser Zeit』（一九七四）などがある。旧西ドイツでバランスがとれ最も標準的とされているフリッツ・マルティニー『ドイツ文学史』<sup>(注2)</sup>では、「ノヴェレの中では『楽園に死す Wir sind Utopia』が傑出し、状況描写、思想性、言葉の駆使、どれをとっても非のうちどころがない。それはスペインの市民戦争を背景にして、人間の死と秘蹟と神とに対する関係に問いを投げかけている」と高い評価を与えている。

以下に分析する『エル・グレコ大審問官を描く』(Stefan Andres, El Greco malt den Grossinquisitor, Leipzig, Paul List Verlag, 1936) は、一九三六年シユテファン・アンドレス三十歳の時、イタリア移住の前に書かれてこの年

に出版され、彼の小説家としての名声を確立した。本書は戦後に復刻版が出ており、一九五八年の版は変形新書判の大ききで、物語の部分は、四頁分の挿絵を含めて、五頁から六二頁までの短篇の小説である。反ナチスの思想を明確に持ち、国内亡命を余儀なくされている芸術家・作家達は一体あの時期にどのような精神状況で生きていたのか。強制的画一化を拒否しようとする芸術家・作家と専制的政治権力との「恐怖」の対抗関係が、この短篇小説の内に、鮮やかに描かれている。以下、作家の内面活動を中心に「精神的抵抗」・「アルカディア」の立場の具体的有様を分析することにしよう。

エル・グレコ（一五四一〜一六一四）はスペインの著名なマニエリスム派の宗教画家で、本名はドメニコス・テオトコプーロス。ギリシャのクレタ島生まれであることから、スペイン語で「エル・グレコ」（つまり「ギリシヤ人」と呼ばれていた。「エル・グレコは歪み、ねじれ、炎のようにゆらぐ人物像を好み、それを、奇妙で不自然な色彩と明暗を背景にして描いている。これらの点はすべて、スペイン人の敬虔な宗教心にアピールした：時には人物像は前後に置かれないうで上下にきちんと並べられ、しばしば物理的支えを欠いているように見える。そのような方法により、エル・グレコは神秘的な高揚感という効果を挙げている事が多い。また形態の非物質化が顕著に見られ、それによつて彼は物体の単なる外觀の背後にある精神的真理に到達しようとしている」。これが今日におけるグレコ評価の代表的なものであるが、シュテファン・アンドレスのグレコ評もこれに迫るものがあり、優れたグレコ論になっている。グレコには沢山の作品があるが、「御名の賛仰」、「聖マウリシウスの殉教」、「オルガス伯の埋葬」が有名である。

小説の舞台は、一六世紀末のスペインで、絶対君主のフェリペ二世と宗教界の枢機卿にして大審問官のヌーニョ・デ・ゲヴァアラが組んで、恐怖の異端審問政策を遂行していた。ギリシヤは当時異端の地で、ギリシヤ人というだけで、

疑いの目で見られた。こういった歴史的状況設定は、言うまでもなく、ナチス体制下のドイツに生きるシュテファン・アンドレスらの「実際の体験」に直接に対比され得るものである。

この小説は次のように書き出される。

それは寒々とした稲妻のように、画家ドメニコス・テオトコプロスを襲った。枢機卿付きの助任司祭が、わざわざ遙かセヴィリヤからここトレドまで馬を走らせ、画家エル・グレコに待降節（クリスマス前の四週間——三石）の最初の日曜日に枢機卿の許に出頭せよとの命令をもたらしたのである。

この命令を受けてグレコは動揺する。いわばゲシュタポ本部からの直接の出頭命令が来たのである。何のために？ 何故私が？ 長旅の助任司祭（命令を伝えにきた憲兵ということになる）に果物（Frucht）のオレンジを出してもなしながら、グレコは緊張しつつか心当たりを心の中であれこれと捜す。助任司祭はこのFruchtを鋭く尖らせた爪の指で持ち上げ、皮をむく。Frucht（果物）は言うまでもなくFrucht（恐怖）に通ずる。グレコはそれを「恐怖」の息を詰まらせて見つめる。果たして大審問官は何をしようとしているのか？ 友人のカサリアに関わる事か？ 弟子のプレボーステに関わる事か？ いや多くの教会や修道院に飾つてある自分の絵の事に違いない。首切の大審問官は自分の絵に目を付けたに違いない。グレコは不安に震えた。彼は助任司祭になぜ出頭しなければならぬのか尋ねる勇氣がない。しかし、尋ねなければならぬ。こうしてようやく大審問官は自分の肖像画をグレコに描いてもらいたいのだという事が判明して、一安心するが、まだ気を許してはならない。なぜならグレコは以前エスコリアル宮殿での、大審問官との会話をはつきりと記憶している（後述）。描き方次第では直ちに宗教裁判所にひっぱられていく可能性もあるのだ。

使者が帰つた後、グレコは友人で医者でもあるカサリアとこの事を相談しようとした。カサリアは、自分の兄を無実であるにもかかわらず異端審問で火刑に処せられている。カサリアは優れた腕を持つ医者で、ここ一週間、マドリツドのエスコリアル宮殿に呼ばれフェリペ二世の看病をしている。グレコは夜遅くが良い、是非至急逢いたいと使いの者に言わせる。

カサリアを待つている間、グレコはエスコリアル宮殿での大審問官との会話を思い出し背筋が冷たくなる。以前グレコはフェリペ二世の命令で、エスコリアル宮殿の礼拝堂のために「聖マウリシウスの殉教」を描いたが、自分の署名の前方に悪象徴である蛇を描き入れ、専制的政治権力に対する自己の抗議抵抗の精神を表明したことがあった。皇帝と一緒にこの絵の出来栄えを視察にきた大審問官のゲヴァラ（紫衣を着て、ビレタⅡ角帽を頭に被り、眼鏡をかけ、その眼光は蛇のようであった）は、さすがに鋭く、「怒りの目で」グレコを問い詰める。グレコはヒヤリとしながらも、「失礼ながら、閣下、蝮が私の名札を掲げているのではありません。蝮は単にその署名の方に伸びをしているだけなのです。私の署名はこの絵の中にあらゆる悪が入ってくるのを防いでいるのです。署名は作品の入口ですから、悪を戸口の前で阻止し、恐れさせるのです」（一二頁）と言い抜ける。しかし、この答えは実は言い逃れではなく、彼の真意の一端をも表現していたのである。自分の芸術作品に外からの悪を入れぬ、自分の署名が悪の侵入を阻んでいくこと、つまり悪なるもの（具体的には悪なる政治権力）に対する芸術の勝利を高く宣言するものでもあったからである。しかしこの会話自体は、グレコの信仰・信条をためす一種の異端審問の観を呈していた。一步言い方を間違えれば、即「火あぶり」の刑が待っているのである。実際、思い出してもゾツとする際どい経験であった。

夜遅くなってカサリアがトレドに戻ってきた。彼の治療の甲斐なく、皇帝は亡くなったのである。大審問官を描き

たいというグレコと兄を大審問官に殺された医者のカサリアはこの夜おそくまで、激しい不気味な雷鳴を聞きながら、また稲妻と雷雨の中を歩きながら激論を交わした。人は死ぬ、皇帝も死ぬ、有限な人間が自己の信条を後世に残し、後世に証言を残すためには、わたしはどうしてもこの残酷な恐怖の大審問官の姿を描き残しておきたいというグレコの意志をカサリアも遂に認めた。グレコは言う、「おーカサリアよ、わたしはこの光景を描きたい。わたしが描いた稲妻で誰も死にはしない。わたしの絵を前にして雷に打たれて死ぬなんて誰も考えはしない。だが、稲妻は人に恐怖を与えよう。偉大なものは恐怖なのだ。神も恐怖だ。しかし、死もヌーニョ・デ・ゲヴァラ一味も恐怖ではない」(二四〇―二五頁)。彼は恐怖を克服して大審問官を描こうとする。

待臨節の最初の日曜日(一月下旬頃か)にグレコはセビィリヤにむかつて出発した。家の管理はカサリアの妻とその息子が引き受けてくれた。セビィリヤに到着したその翌朝、グレコは大審問官の書齋で会い、挨拶もそこそこに、グレコは直ちに仕事に取り掛かる。傍らにはあの助任祭司が控えている。この午前中、描いているグレコに大審問官が問い掛ける。いや問い詰めると言ったほうが良いかもしれない。一見何気ない会話のように見えるが、グレコにとっては、まさに異端審問の予備審査の如きの観を呈する。

大審問官はいきなり、以前グレコが描いた「オルガス伯の埋葬」で、奇跡を前にした人々の顔に「驚きWunder」がない、お前は一体そう言った驚きを描かなかったのかと問い詰める。グレコは「驚きは不思議な事ではありません。閣下、神は万能だと聖なる教会は教えていますし、もし天使がやって来ましたら、わたしは(驚くよりも先ず)三石注) 絵筆を執りましょう(三〇―三二頁)」などと誤魔化すけれども、大審問官の追求は厳しく、最後に、グレコの本名で、「ドメニコス・テオトコプロロスさん」と呼び掛け、「お前は恐れることはないのか」と畳み掛ける。グレコは

返す言葉はなく、画家としての行為で答える。グレコはいきなり大審問官が着ている紫衣を赤く、明るい背景を暗く塗り始めたのである。驚いた大審問官は、「黒と赤は一体何を表しているのか」と尋ねる(三二二頁)。グレコは、それは「暗黒の夜の炎です」と答える。大審問官は「汝はこの絵で聖なる教会を表わしておるのだな」。「グレコはうなずいた。しかし、いま、彼は震えていた。そしてもう一度うなずき、勇気が逃げていかないように願ひ、このうなずきで自分が裏切り者にならぬ事を願ひ、震えながらもこう断言する」。「教会は血の炎となったのです、閣下」(三三三頁)。

グレコのこの言葉は教会の異端審問の「血」の政策を非難し、批判するものであった。かくなるうえは、今や、最悪の事態を想定しなければならぬ。大審問官は「そうだ、教会には敵が多いからな」と皮肉たつぷりに答え、さらに、今日の午後お前の泊まっている修道院から出る異端者の行列を見て、その旗に書いてある(「憐憫と正義 misericordia et iustitia」という言葉のこと)一つの言葉の意味をよく考えよ、と言ひ残して出ていく(三三三頁)。大審問官のこの言葉は果たして「憐憫」か「正義」か、つまりグレコへの「赦し」なのか処刑なのか？ 残されたグレコは昼食を食べに行く元気もなく、部屋の中で座りこんだり、歩きまわったりしている。午後、グレコは長々と続く行列と刑死した異端者の亡霊を見て、恐怖の絶叫をあげた。死者たちは人形にされ、いやおうなしに秩序に組み込まれていくのに恐怖した。

その夜、しかしながら、事態は全く激変した。グレコの心境も激変した。

その夜のミサに、神父や副修道院長がずっと待っていたのであるが、大審問官は出て来なかった。その深夜、グレコは例の助任司祭から大審問官が今日の夕方激しい胆汗症発作で倒れたこと、大審問官は、今、やや小康状態でベッドに横になっていてテオトコブローロス氏に会いたい旨知らされる。大審問官の姿を見てグレコは驚く。大審問官は権



威の象徴であるビレタ（角帽）を脱いでおり、つるりと禿げた頭が露出し、まるで見捨てられた老人のように見えたのである（四〇頁）。大審問官はグレコに、ここセヴィリヤの医者だめだ、誰か良い医者を知らないかと尋ねる。グレコは亡くなった皇帝が召し出したカサリア博士はわたしの親友だと答える。大審問官はカサリアを召し出すことに同意し、なんとグレコに恐怖を与えている「眼鏡のつるをゆっくり耳の上から引っ張って眼鏡をはずし、うしろに体を倒し、ため息をつきながらエル・グレコに眼鏡を渡して、小机の上に置かせた」（四二頁）のである。

大審問官は眼鏡とビレタと紫衣とによって、グレコに巨大な権威的心理的圧力を与えてきたのであるが、今や紫衣（その代わりにローマ人風の肌着をつけ）もビレタ（その代わりにつる禿げの頭を露出させ）もなく、権威を象徴するその最後の眼鏡さえ取りはづしてグレコに手渡したのである。グレコはこの残忍無比の死刑執行人の隠された一面をここで垣間見た。グレコにとつて絵を描くとは単に対象の外見を描くことではない。目を閉じて対象の眞の姿を、内面の姿を把握し、画布の上に表わすことである。残忍無比な大審問官と今や外面的権威を取り去った大審問官という二つの姿を見た。この両者はいかなる関係にあるのか？ グレコは大審問官の内部的世界を強く知りたく思った。もしそれが解れば、彼に対する恐怖を克服することが出来よう。彼の肖像画も見事に完成させる事も出来よう。

ともあれ、こうしてカサリアが急遽トレドから召しだされる事になった。馳せ着けたカサリアは大審問官が自分の兄を殺しておいて、弟の自分に命を助けてもらおうとしていると怒り、殺すべきだと主張する。しかし、グレコは「友よ、行つて早く彼を治してほしい。わたしは彼の肖像画を描き上げなければならぬ。神が眞実によってわたしに命じたのだから。いいかい、彼を殺しても無駄なんだ。われわれに出来る事はこのキリストに追放された者（Ächter Christi）の顔をしっかりと描き残しておくことなんだ」（四三頁）と説得する（マン、ラートブルフは殺害を肯定した。

グレコ・アンドレスとの考え方の違いに注意)。

他方、カサリアは結局私怨をすて、自己の能力、自己の名誉にかけて、自己の敵を治そうとする。彼は診察箱を持って、大審問官の治療に向かう。カサリアは深夜から朝まで一睡もせず治療に当たるのであるが、この間、大審問官と緊張をはらんだ会話を交わしている。大審問官は自分がカサリアの兄を裁いたことを覚えてゐる。カサリアの殺意もはっきり感じている。そして例の助任司祭に「余が今夜死んだとしたら……まったくの自然死だ」と断言してカサリアの殺意をうながす。カサリアは大審問官に尋ねる(いや、詰問するというほうが正しい)。「聖なる異端審問の任務は聖なる教会の役割と矛盾しませんか? 教会は殉教者の血で種子を育てているのですから」。大審問官は「殉教者を持つのは教会だけだ」と答え、カサリアの方を向く。「彼の眼鏡を取った目は、焦点が定まらず、丸いぎよる目は仮面の目のようで、そこから隠れている者が、見知らぬ者が覗いていた」(四六頁)。カサリアは大審問官の目のなかに教会の正義だけを確信する全く異質な精神を垣間見てぞっとする。

大審問官はカサリアの治療の甲斐あつて、快方に向かう。年が明けて一月六日の顕現祭から八日目、グレコの絵は完成する。この間、グレコは大審問官の内部に何を見いだしたのであろうか? グレコが大審問官の眼鏡をつらぬいてそこに見たものは何か? 「それはわたしと同じ洞穴の目だ、わたしと同じ悲しみだ。この目の中には墓がある。おお、大審問官の目のなかの、冷たい、石のようなこの憂愁よ!」(五六頁)。グレコは大審問官の目のなかに「悲しみ」という自分と同じ「人間的な領域」を発見し、彼に対する恐怖を克服して、彼の肖像画を完成した。グレコは今や自分の絵の対象を、大審問官を理解し得た。そして、大審問官を「悲しむ聖者」、「聖なる死刑執行人」と規定するのである。そして、この小説は次のような文章で終わっている。

わたしは彼の顔をよく識った。そして彼は、稀なことだがそのことを感謝している。彼はその憂愁のために聖者であり、悲しむ聖者、聖なる死刑執行人なのだ！彼は洞穴の目をしている、とエル・グレコは静かに語る。そしてその洞穴の目が彼の頭と彼の世界との暗闇の中でどこに通じているのか、われわれには解らないと（六二頁）。芸術家は恐怖を克服して「悪の権化」を描き、残酷無比の大審問官の肖像を後世への証言として残すことが出来た。しかし、大審問官は持病を治してもらい、自分の肖像画を残してますます意気高らかになり、「聖なる宗教裁判所の火刑の薪は、ヌーニョ・デ・ゲヴァラの新たに強まった生命力のように活気づくのであった」（六一頁）。とするなら、たしかに芸術家は自己の信念を貫き、証言を残すことが出来たものの、しかしながら芸術家を取り巻く政治環境は、以前よりはるかに悪化している。ヒトラーの目のなかに「悲しみ」を発見することによって、芸術家はヒトラーを許したと理解すべきなのか？ 芸術家の芸術的情熱は政治状況をいささかも改善させず、さらに悪化すらさせている。これで、果たして抵抗、精神的抵抗と言えるのであろうか？ グレコの「精神的抵抗」物語から、当然、そのような疑問を抱こう。

ここでは、われわれはもう一度、この芸術家の置かれている政治状況を、全体的専制的国家の下における知識人の生活環境を、想起すべきである。われわれはもう一度、プラトンに依拠して、衆愚政治の嵐が吹き荒れている時真の哲学者がどのように生きたかを、想起すべきである。ここでは圧倒的な絶対的専制的な政治権力が厳然として君臨している。ここでは、もはや、外面的な政治闘争が完全に封じられている。そのような状況に置かれた、良心在る・孤獨な反体制的知識人にとっては、そのような内面的な闘争が、恐怖を克服して自己の研究・芸術を完成することが、精神的抵抗の唯一の方法となる。その抵抗がいかに限界づけられ、いかに非政治的なものであろうとも、この状況で

はこれが全てなのであり、これが最も「政治的な」抵抗なのである。すでに、こういった事態に対する一般的考察は、「非政治的人間とアルカディア」の章で詳しく述べた。ここでは、このような精神的闘争の、「アルカディア」的作品の、優れた記念碑なのである。

#### (4) 作家の精神的抵抗の諸相

しかも、シュテファン・アンドレスのように、見事な「カムフラージュ」を凝らした「精神的抵抗」・「国内亡命」の成功例を、現代ドイツ文学の若い・厳しい評価を下す研究家ペーター・ツインマーマンですら、次のような文脈の中で言及していた。つまり、

書籍市場にも新聞にも国家の監視の網が張り巡らされている中で、反体制的意見を述べようとするものは、カムフラージュが必要で、「奴隷の言葉」ないしは画一主義に従う外見をとる書法を用いなければならなかった。批判は「行と行の間」に間接的に匂わせねばならなかった。たとえば、第三帝国の現状を過去の歴史のなかにずらせることで、その恐ろしい姿を陰画の形で映し出したり(ラインホルト・シュナイダー『ラス・カサス』、フランク・ティース『悪霊たちの国』一九四一)、あるいは反対の構想を陽画の形で呈示しておいて、これと対決する手法が用いられた(シュテファン・アンドレス『われわれはユートピア』一九四二、ヨッヘン・クレッパ『父親』一八三七)。

しかし、あまりにうまくカムフラージュすると、真意が伝わるどころか取り違えられる危険を冒し、ともすると

自分の意志と直接対立する働きさえすることがある。プロイセン軍人の第一人者をキリスト教の君主に仕立てるヨッヘン・クレツパー（一九〇三〜四二）の小説、『父親』（一九三七）が、第三帝国で広く読まれたのは何よりもナチの推薦を受けたためであった。ファシズムの總統崇拜の対立像として構想されたのに、この小説は軍国主義的なプロイセンの国家理念を倫理的に正当化し、宗教的に賛美するものとしても読まれた。ヴェルナー・ベルゲングリューン（一八九二〜一九六四）の小説『大暴君と審判』（一九三五）でも同様のことが起こっている。イタリヤのルネサンス期の暴君を題材に「さまざま手段で誘惑する権力者と余りにも誘惑に弱い権力をもたない被抑圧者たち」（前書より）を寓話的に描いたこの小説は『民族的觀察者』誌から「ルネサンス時代の總統を描いた小説」として称賛をうけた。<sup>（注15）</sup>

つまり、ここで言及されている作家、ラインホルト・シュナイダー、フランク・ティース、シュテファン・アンドレス、ヨッヘン・クレツパー、ヴェルナー・ベルゲングリューンの場合は、その「国内亡命」・「精神的抵抗」を語る事が出来る希有の事例として理解されている。そして、もちろん、上記引用文の後半「しかし、あまりにうまくカムフラージュ」し過ぎて、攻撃しようとしている当の敵から替められてしまったという「悲・喜劇！」は、「精神的抵抗」の・見事な・際立った成功例と見るべきであって、作者の本来の意図である「精神的抵抗」・「意義申し立て」・「市民的抵抗」は鮮やかに成功していると考えられる。作品がどう受けとめられどう理解されるかはナチス権力や一般読者の側の問題であるから、直接、作者には関係のないことである。なお、ここで言及された「国内亡命者」たる資格をもつ、すでに述べたシュテファン・アンドレスを除く他の四人の「精神的抵抗」者についても、簡単ながらぜひ言及しておかなければなるまい。<sup>（注15）</sup>

ラインホルト・シュナイダー Reinhold Schneider (一九〇三〜五八)、バーデンバーデンにて商人の子として生まれ、ポツダム、ベルリンで作家としての修業をつむ。カトリックの作家。無数のエッセイや小説があり、とくに政治権力と精神的な力の抗争を描く。ナチス期の国内亡命・文学的抵抗を明示するものとして、宗教的エッセイ『主の祈り Das Vaterunser』(一九四一)、『カール五世の前のラス・カサス Las Casas vor Karl V.』(一九三八)。後者はナチスのユダヤ人迫害を告発するという真の・隠れたテーマをもつ。スペイン人によって抑圧されるインディオを守るために、僧侶ラス・カサスが立ち上がり、スペイン皇帝カール五世と対決し、ラス・カサスの演説にうたれた皇帝が迫害を中止するという筋書きである。辛辣な評者であるツインマーマンは、「小説ではラス・カサスの演説に打たれたカール五世は迫害を中止するが、権力者の良心へ訴えるなどはナチズムの権力領域では、被圧迫者の権利の公然たる擁護と同様、まったく考えられないことであった。シュナイダーの文学的カムフラージュの独自のテクニクはこのこと(『歴史寓話の弱点』のこと―三石)の最上の証拠である(六七二頁)」。しかし、この評価は厳しすぎよう。問題は精神的な抵抗の姿勢を保持しているかどうかに係わるからであり、ツインマーマン自身、「シュナイダーとベルゲングリューンの個々の作品がともかく精神的抵抗のドキュメントと考え得るとするなら」(六七四頁)とも書き留めているから、シュナイダーが一貫して抵抗の精神を保持していたことは、ツインマーマンすら認めているわけである。

フランク・ティース Frank Thiess (一八九〇〜一九七七)、バルト海沿岸のエルイゼンシュタイン(リブランド近く)の( )に生まれ、ベルリン、チュービンゲン大学でドイツ語・ドイツ文学 (Germanistik)、歴史学、哲学を学ぶ。すでに述べたように、ナチス掌権直後、最初に「国内亡命」という言葉を使った。つまり「インネレ・エミグラチオン」という言葉の発明者であるが、その評価は全く岐れている。ギュンター・ヴァイゼンボルン『声なき蜂起』(二二五頁)

には「時に応じて示す文学的勇氣のために、第三帝国の反ナチスの人々に尊敬されていた作家の一人であった。とくに彼の長編小説『悪霊の国』が好評を博した」と高く評価するが、しかしトーマス・マンによれば、全く逆の評価であつて次のように言う。「ティースはほかならぬそのドイツで、彼がヒトラーへの感激を告白した一九三三年のある会見記を暴露されて、かえつて手ひどく笑ひ者にされてしまったので、この一座（マンの言う「国内亡命派」のこと―三石）はその首領を失つてしまった」と皮肉をこめて書いている。一九三三年の会見記での発言は事実ではあろうが、自らも「国内亡命者」であつたヴァイゼンボルの記述もまた確かであろう。ここではマンよりもヴァイゼンボルを信用することにした。彼は膨大な作品を残したが、フリッツ・マルティニーの『ドイツ文学史』には、『ヨハンナとエスター Johanna und Esther』（一九三二）は「生の豊穡さを歌うローマン」、『対馬 Tsushima』（一九三六）は「決死の最前線に立つ人々の英雄精神に捧げる賛歌」、『デーモンたちの国 Das Reich der Dämonen』（一九四一）は「千年にわたる歴史絵巻をくりひろげてみせたが、この作品の中のデモニシユなものを地下冥府的な諸力の爆発とみなす解釈は、非常に明確かつ勇敢に時の政治を風したものであつた」（五一四―一五頁）と高く評価している。

ヨッヘン・クレッパ― Jochen Klepper（一九〇三―一九四二）。オーデル河畔のポイテンで、ドイツ福音派の牧師の子として生まれ、ブレスラウとエアランゲン大学で神学を学んだが、健康上の理由で聖職を離れ、詩人・作家として立ち、多くの宗教詩を作り、またプロシヤのフリードリヒ・ヴィルヘルム一世を扱つた『父 Der Vater』（一九三七）はナチス体制下にあつて、その認可もあつて、全ドイツ的に高い評価を得た。一九三二年二人の子供（長女、次女）を持つ年上のユダヤ人女性ヨハンナ・シュタイン（二八九〇生まれ）と結婚、長女を第二次大戦直前に亡命させたが、残つた三人は一九四二年二月強制収容所に送られる直前にベルリン郊外の自宅で死を共にした（彼は強制離婚すれ

ば自分だけは助かる道を拒否した)。一九三二年から死までの日記が書かれ、遺族の手よつて、『みつばさのかげに』として抜粋公刊され深い感動を与えた。日記にはナチス体制下における想像を絶する不安・恐怖が、押さえられた筆致で見事に綴られている。

フリッツ・マルティナーの『ドイツ文学史』は、この『父』について「キリスト教の遺産を守るための苦勞を描いた作品で、その点では文学以上のもの、つまり政治的な意味をもつたものである。そこにはプロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルムⅠ世が、生きた人間の力、国家的きざずなどとして描かれ、その際のキリスト教の遺産というのは敬虔主義を意味し、国の親としての国王の厳しい父性のことであつた(五六一―六二頁)と説明している。フランツ・シヨウナウアーは彼を「政治音痴」(二〇二頁)とか「民族社会主義の文化政策に対し、クレッパがいかかに世間知らずであつたか」(二〇三頁)厳しく非難している。これは単にクレッパだけでなく、『精神の王国』と政治の王国との間を区別しようとする」(二〇〇頁)ドイツ市民文学の「精神分裂症」(二〇四頁)にその原因があるとシヨウナウアーは診断している。

ヴェルナー・ベルゲングリュン Werner Bergengruen (一八九二―一九六四)。ラトビアの首都リガで医者の子として生まれ、マールブルク、ミュンヘン、ベルリン大学で、法律、歴史、文学を学ぶ。第一次世界大戦に召集され、ロシア軍と戦つた。戦後は雑誌の編集長など務めたのち作家に転じ、ベルリン、ミュンヘン、チロルに住み、一九五六年以降はバーデン・バーデンに住みここで没した。多数の作品があるが、明白なナチス批判の書として有名な『大暴君と審判 Der Gross Tyrann und das Gericht』(一九三五)、『天国の世の世 Am Himmel wie auf Erden』(一九四〇)があり、フリッツ・マルティナーの『ドイツ文学史』はこの二つの長編小説を「最も円熟した作品」(五六三頁)



と評している。前者の粗筋。ルネサンス時代のあるイタリアの都市国家の専制的な暴君はある殺人犯人の名前を明らかにし、その犯罪者を拘留するようにと命令する。実際には暴君自身が殺人犯人なのであるが、彼は偽りの犯罪捜査の手筈を次々と整えていく。その結果、かえって、彼は臣下の行動や反応の把握が可能になる。臣下はただ、この狂暴な国家権力しか目に入らない。臣下は真相を知るに及んでも暴君の命令に従わざるを得ない。暴君は罪人なのであるが、彼は自己の権力によって、人を誘惑したり、試みたり、裁いたり、罰を下したりする権力を横領しているのである。ツインマーマンは、上にも引用したが、例によって皮肉をこめて「イタリアのルネサンス期の暴君を題材に、さまざまな手段で誘惑する権力者と余りにも誘惑に弱い権力をもたない被抑圧者たち（前書きより）」を寓話的に描いたこの小説（『大暴君と審判』のこと―三石）は『民族的観察者フェルキツシャー・ペオーバハター』誌から「ルネサンス時代の総統を描いた小説」として称賛を受けた」（六七三頁）と書いている。後者は一五二五年に起こると予言された大洪水をめぐる「大衆ヒステリー」を描き、ファシズムと世界大戦を告発する長編小説である。

われわれは、このように、はつきりと「証拠」を残した「精神的抵抗」の在り方を、シュテファン・アンドレスの場合につきその典型的事例として取り上げたので、この範疇に入る事例をここでは検討しない。もちろんシュテファン・アンドレスの場合、その「われわれはユートピア」は国内を脱出してから書かれ出版されたものであるから、この国内亡命の事例に取り上げるのはいささか問題があるにしても、すでに検討してきた『エル・グレコ大審問官を描く』がその「精神的抵抗」の姿をよく表しているから、それで十分であろう。

むしろ検討すべきは、現代ドイツの厳しい批評家たちが厳しい評価を与えている次の二つのグループの人達、つまり第一のグループとして「内省的なものへ逃避」したとされる「キリスト教的『保守的作家』たち、

シュナイダーとベルゲンクリューンの個々の作品がとにかくも精神的抵抗のドキュメントと考え得るとするなら、ゲルトルート・フォン・フォール（『処刑台の最後の女』一九三一、『ドイツ讃歌』一九三七、『マグデブルクの婚礼』一九三八）、オイゲン・ゴットロープ・ヴィンクラー（『全著作集』一九三七）、マンフレート・ハウスマン、ルードルフ・アレクサンダー・シュレーダーあるいはハンス・カロツサなどの作家を国内亡命作家として扱う試みには、作品の中から証拠を提出することはほとんどできない（ツインマーマン、六七四頁）。

および第二のグループの人達として、「内省的なものへ逃避せず、現存の社会的差別、ファシズム化の過程、ナチの独裁、そして帝国主義的政策を公然と支持することで傑出して」とされる、エルンスト・ユンガー、ゴットフリート・ペンらに考察を加えなければならない。ただし、われわれの分類では、この興味ある第二のグループは残念ながら「アルカディアア」には含まれず、「陶醉」のブルーブに入る。したがって、ここでは、この第二のグループは除き、第一のグループが詳細に注意深く検討・分析されなければならない。はたして、本当にこの第二のグループの作品の中から、「国内亡命」つまり「精神的抵抗」の「証拠」を見出すことが出来ないものであろうか？

(注1) フランツ・ショウナウアー『第三帝国のドイツ文学』小川悟・植松健郎訳、福村出版、一九七二（原書一九五九）、頁一七〇。佐藤晃一『ドイツ文学史』明治書院、一九七八、二七七頁。

(注2) フランク・ティースのトーマス・マン宛ての公開書簡、ヤン・ベルク編『ドイツ文学の社会史 上』山本尤・三島憲一・保坂一夫・鈴木直訳、法政大学出版局、一九八九（原書一九八一）、六六六頁。

(注3) フーベルト・ロットロイトナー編『法・法哲学とナチズム』ナチス法理論研究会訳、みすず書房、一九八七（原書一九八三）、引用は九頁。

- (注4) Gustav Radbruch, "Der Mensch im Recht" Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen, 1957, S.62.
- (注5) ロットロイトナー、前掲書、九頁および三三〇頁の原注⑥には「Gustav Radbruch, Strafrechtsreform und Nationalsozialismus, in: Neue Freie Presse (Wien) vom 15.1.1933; Neue Freie Presse vom 22.1.1933など同じ題名の続編の論説が登載されている。Faschistisches Strafrecht, in: Der Morgen (Berlin), Nr. 6 Februar 1933, S.433 ff.を参照」とある。この表記からすると、この二編の論文はラートブルフの著作中に収録されていないと考えられる。
- (注6) ロットロイトナー、前掲書、五三頁、引用文は少し変えた。
- (注7) ギュンター・ヴァイゼンボルン『声なき蜂起 ドイツ国民の抵抗運動の報告 一九三三—一九四五』佐藤晃一訳編、岩波書店、一九五六(原書一九五四)、頁一一〇以下。なおヴァイゼンボルンのいう「上部路線」とは將軍や幕僚による上からの体制転覆計画のこと。小林正文『ヒトラー暗殺計画』中公新書、一九九四。ワルター・ホーファー『ナチス・ドキュメント 一九三三—一九四五年 一三階段への道』救仁郷繁訳、論争社、一九六〇(原書一九五七)、四二八頁以下。
- (注8) J・ウイラー＝ベネット『権力のネメシス』山口定訳、みすず書房、一九八四(原書一九五三)、二九〇頁。
- (注9) Gustav Radbruch, "Ergantiae Juris Criminalis" Verlag für Recht und Gesellschaft A.G., Basel, 1950.下文の「暴君殺害」の条の引用は、SS97—98.
- (注10) W・ウルマン『中世における個人と社会』鈴木利章訳、ミネルヴァ書房、一九七八、七四頁以下。
- (注11) Stefan Andres, *El Greco malt den Grossinquisitor*, Paul List Verlag, München, (発行年不明)に拠った。アンドレスの略歴も同書。
- (注12) フリッツ・マルティニー『ドイツ文学史』高木実他訳、三修社、一九七九、五六四頁。なお、アンドレスのこの短篇小説については、邦訳、好村富士彦訳『挫折と抵抗』(学芸書院一九六二)所収および山戸照靖他編『ドイツ文学研究叢書四 ドイツ短篇小説の展開』(クヴェレ会、一九八〇)所収の奥田延子論文がある。後者には、その外、「精神的抵抗」を敢行したシュナイダーの『消えた顔 Das Getilgte Antlitz』(短篇小説である)も取り上げられており参考になる。また、

アンドレスの小説の邦訳名『われらはユートピア』、『楽園に死す』は訳者によって違うが、そのままにしておいた。

(注13) フレデツリク・アーツ『ルネサンスからロマン主義へ』望月雄二訳、音楽の友社、一九八三、一二八頁。

(注14) ヤン・ベルク編『ドイツ文学の社会史』上、『第三帝国の文学』の六七二〜七三頁。

(注15) シュナイダー、ティース、クレツパー、ベルゲンクリューンの経歴や作品評価については、『プロック・ハウス』、ツインマーマン(ヤンベルク編『ドイツ文学の社会史』所収)、マルティニー(『ドイツ文学史』)、『ヘッセ』マン往復書簡

集(青柳謙二他訳、筑摩書房、一九八五、頁二七三)、クレツパーの『みつばさのかげに』(小塩節・小鍬千代訳、日本基督教団出版局、一九七七、原書“Unter dem Schatten Deiner Flügel-Aus den Tagebücher der Jahre 1932-1942”, 1956)

の訳者解説、などによって構成した。